

第三十一次国会 衆議院 地方行政委員會議録 第四号

昭和三十三年十二月二十三日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 鈴木 善幸君

理事 龜山 孝一君 理事 關根 彌三君

理事 渡海元三郎君 理事 吉田 重延君

理事 中井徳次郎君 理事 門司 亮君

天野 光晴君 飯塚 定輔君

加藤 精三君 金子 岩三君

津島 文治君 中島 茂喜君

小澤 貞孝君 大田 一六君

加賀田 進君 佐野 憲治君

阪上安太郎君 下平 正一君

北條 秀一君 矢尾喜三郎君

安井 吉典君

出席政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警視總監 江口 俊男君

警察庁警備局長 江口 俊男君

自治政務次官 黒金 泰美君

自治庁財政局長 奥野 誠亮君

委員外の出席者

総理事務官 山本壯一郎君

自治庁行政局長 山本壯一郎君

振興課長 山本壯一郎君

総理事務官 山本壯一郎君

自治庁選挙局長 皆川 迪夫君

選挙課長 皆川 迪夫君

専門員 円地与四松君

十二月二十三日

委員加賀田進君辞任につき、その補

欠として小澤貞孝君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員小澤貞孝君辞任につき、その補

欠として加賀田進君が議長の名で

委員に選任された。

十二月十九日

中小企業事業税撤廃に関する請願外

十二件(池田頼治君紹介(第二二二号)

公衆浴場業の固定資産税軽減に関する

請願外五件(井手以誠君紹介(第一

一三三号)

同(鍛冶良作君紹介(第一四四号)

同(田邊國男君紹介(第一五五号)

同(竹山祐太郎君紹介(第一六六号)

風俗営業取締法の一部改正に関する

請願(小松幹君紹介(第一七七号)

特別区の組織及び運営に関する請願

(飯塚定輔君紹介(第一七八号)

同(生田安一君紹介(第一七九号)

同(江崎真澄君紹介(第一八〇号)

同(鍛冶良作君紹介(第一八一号)

同(額綱彌三君外一名紹介(第一八

二二号)

同(河本敏夫君紹介(第一八三三号)

同(野原正勝君紹介(第一八四四号)

同(橋本龍伍君紹介(第一八五五号)

同(福井盛太郎君紹介(第一八六号)

同(船田中君紹介(第一八七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和三十三年七月、八月及び九月の

風水害により被害を受けた地方公共

団体の起債の特例に関する法律案

(内閣提出第五号)

警察に関する件

地方自治に関する件

○鈴木委員長 これより会議を開きま

す。

内閣提出にかかる昭和三十三年七

月、八月及び九月の風水害により被害

を受けた地方公共団体の起債の特例に

関する法律案を議題として審査を進め

ます。

本案に対しましては他に御質疑もな

いようでありますので、これにて質疑

を終局することといたします。

この際、本案に対し亀山孝一君外二

十九名の本委員全員から修正案が提出

されておりますので、提出者から趣旨

の説明を求めます。亀山孝一君。

昭和三十三年七月、八月及び九

月の風水害により被害を受けた地方公

共団体の起債の特例に関する法律案

の修正案

昭和三十三年七月、八月及び九

月の風水害により被害を受けた地方公

共団体の起債の特例に関する法律案

の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

昭和三十三年七月、八月及び九

月の風水害により被害を受けた

地方公共団体の起債の特例等に

関する法律

第二条第一項中「前条」を「前二

条」に改め、第三条を第四条とし、

第二条を第三条とし、第一条の次に

次的一条を加える。

(農地等の小災害に係る地方債の

元利補給)

第二条 風水害により農地その他の

農林水産業施設等に係る被害の著

しい地域を包括する市町村のうち

政令で指定するものが施行する農

地その他の農林水産業施設に係る

災害復旧事業のうち一箇所の工事

の費用が三万円以上十万円未満の

ものの経費に充てるため、農地に

次的一条を加える。

(農地等の小災害に係る地方債の

元利補給)

第二条 風水害により農地その他の

農林水産業施設等に係る被害の著

しい地域を包括する市町村のうち

政令で指定するものが施行する農

地その他の農林水産業施設に係る

災害復旧事業のうち一箇所の工事

の費用が三万円以上十万円未満の

ものの経費に充てるため、農地に

係るものにあつては当該経費の百

分の五十、その他の農林水産業施

設に係るものにあつては当該経費

の百分の六十五に相当する額の範

囲内で発行が許可された地方債に

ついては、国は、毎年度、当該年

度分の元利償還金に相当する額の

地方債元利補給金を当該市町村に

交付するものとする。

本則に次の一条を加える。

(政令への委任)

第五条 この法律の施行に關し必要

な事項は、政令で定める。

本案修正の結果必要とする経費

は、明年度以降において総額約四億

五千万円の見込である。

○龜山委員 昭和三十三年七月、八月

及び九月の風水害により被害を受けた

地方公共団体の起債の特例に関する法

律の政府原案の一部を修正することを

提案し、皆様の御賛成を願いたいので

あります。

修正の理由及びその内容について御

説明を申し上げます。

今次災害は、その被害額が例年にな

く大きいとともに、農地その他の農林

水産業施設の被害もまた特に大きく、

従って国庫補助の対象とならない個人

または団体の所有管理する農地その他

の農林水産業施設にかかる小災害の復

旧工事に対しまして、その所有管理

者たる私人または団体にまかせきりに

するのではなく、国においても何らかの

財政援助を行なつて、積極的にその復

旧をはかる必要があると考えるのであ

りますが、ただいま審議中の政府原案

においては、その点についての何らの

考慮が払われていないのであります。

かつて昭和二十八年の災害に際し

て、同様の見地から農地その他の農林

水産業施設にかかる災害復旧事業に対

する国庫補助の限度額を一件当り工事

費十万円を三万円に引き下げる措置を

講じて、その積極的な復旧の促進がは

かられたのであります。しかしながら

、この措置はきわめて簡明瞭な措

置ではあります。が、個別の査定、国

庫補助金の交付の申請、工事計画の作

成、事業の竣工認可、補助金の精算事

務等、幾多複雑なる手続を必要としま

して、工事の迅速な施行が確保できな

い等のうちみがあったのであります。

従つて今回は、市町村がこれらの私人

または団体の所有管理する農地その他

の農林水産業施設にかかる一件当り三

万円以上十万円未満の小災害の復旧工

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事

事を取り上げて行つ場合に認められた地方債について、その元利償還金に對して国が元利補給金を交付することに、よつて、国庫補助がなされたことと全く同様の効果をおさめるよう措置することが適當と考へるのであります。これがこの修正案を提案する理由でございます。

次にその内容について申し上げます。

第一に、右の元利補給は、農地にかかるものにあつては当該事業費の百分の五十、その他の農林水産業施設にかかるものにあつては当該事業費の百分の六十五に相當する額の範囲内の地方債の元利償還金に對して行ふこととしたのであります。この割合は国庫補助率を考慮してきめたのでございます。

第二に、右の元利補給金の交付を受けることのできる地方公共団体は、本年七月、八月及び九月の災害により農地その他の農林水産業施設等にかかる被害の著しい地域を包括する市町村について政令で指定することとしたのであります。

第三に、右の元利補給の対象となる地方債は、資金運用部資金または簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けることとしたのであります。

修正の理由及び内容は以上の通りでございます。何とぞよろしく御審議の上御賛成をお願いするものであります。(拍手)

○鈴木委員長 これにて修正案の趣旨説明は終了しました。本修正案は予算を伴うものでありますから、国会法第五十七條の三の規定に基き、この際内閣の意見を聴取する

ことといたします。自治政務次官黒金泰美君。

○黒金政府委員 たいま御提出になつております修正案につきまして、御趣旨まことにその通りだと存じます。従いまして私どもは、この法律を提出いたします前にも、御趣旨のよきな法律案にいたしましてぜひ提出したいと努力をいたしておつたのでございますが、政府部内の意見が統一せず、ただいまお手元にありますような形に、ただいまお手をのぞかれました。同時に皆様の御審議の過程を通じて、この必要なることを痛感いたしました。その後も政府部内の意見をぜひ統一いたしたいと努力を続けて参りましたが、まことに遺憾なことでございますが、いまだに意思の統一を見ていないのはまことに申しわけない次第であります。ただ今となりまして、全

員一致の修正の御提出があり、御可決になるにおきましては、國權の最高機關の御決定でもありますので、政府部内の意見をまとめて善処するようにいたしたいと思ひます。御了承を賜わりたいと思ひます。

○鈴木委員長 次に討論に入る順序であります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。まず龜山孝一君外二十九名提出にかかる修正案について採決いたします。

○鈴木委員長 起立総員。よつて本修正案は全会一致をもって可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除く原案について採決いたします。

○鈴木委員長 起立総員。よつて本修正案は全会一致をもって可決されました。

○鈴木委員長 起立総員。よつて本修正案は全会一致をもって可決されました。

す。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木委員長 起立総員。よつて修正部分を除いては全会一致をもって原案の通り決しました。よつて内閣提出にかかる昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案は修正議決されました。

たいま修正議決されました本案に關する委員会報告書の作成並びに提出手続につきまして、先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。

○鈴木委員長 御異議なしと認め、さう決しました。暫時休憩いたします。午前十一時休憩。午前十一時五十分開議。

○鈴木委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。警察に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。門司亮君。

○門司委員 私が警察当局に對してお聞きをしたいと思ひますことは、最近の勤務評定にからんだ問題で、高知、群馬等に父兄との間に争いが相當起つております。

この争いについての警察の態度のことですが、別に私皮肉を言うわけではなく、労働組合の情勢、動き等については、かなり警察は敏感で、よくさつと備えを立てて、取締りに万漏漏のない処置が講じられておるが、一方、高知の今度の事件のようなことは、相当前から私はわかつておつたと思ふので

す。にもかかわらず、警察の手配はきつめて緩慢であつたというそしりを私は免れないと思ふ。こういうものに對する警察の取締りの方針は一体どうなつておるのか、その点を一つこの際明らかにしていただきたいと思ひます。

○柏村政府委員 先般日教組の小林委員長が高知に行かれたときに、相当大規模な暴行事件が起きたことにつきまして、私も非常に遺憾に思つておる次第でございます。ただ、あの事件は、当日小林委員長が高知市に見えまして、警察当局にもあいさつに見えられたわけでありまして、たまたま本部長、警備部長不在で、秘書室長が會つておるのであります。その際、私も受けております報告では、今明日中に森地区の方に行くかもしれないという程度のお話を伺つておるわけでありまして、ところが、その日の午後自動車で森地区の方に行かれ、仁

從高校において、ああいう父兄、教組側との會合を持たれた際にああいう事態が起つたわけでありまして、あの事件自体につきまして、警察として事前に情勢を察知し、これに對しての警備措置をとるといふことは、今まで私ども聞いております状況からいたしますと、非常に困難な事態ではなかつたかというふうにお思ひます。

申しますのは、あそこ管轄の佐川署からも、事件の現場までは三十二キロほどある。しかも山道でありまして、部隊を配置するには相當に時間を要する。それから、前に見えることがわかり、またそれについての郡民の動靜等も察知するというような状況ではなかつたのでありまして、事件そのものは非常に遺憾であります。あのことに對して特に警察が手を抜いたというふうなことはなかつたように私は思ふのであります。

大体警察の態度といたしましては、勤評そのものについて賛成とか反対とかいうことに対して警察独自の態度といたしまして、この間における不法事犯というものにつきまして、どういふ立場に立とうと、厳正に取り締めていくという態度に変わりないわけでありまして、ただいま門司委員のお話のよう

に、教組側にはきつと、勤評賛成者側にはゆるくするといふような考えは毛頭持つておりません。今度の事件についても、その後鋭意捜査を進めておるわけでございます。またその前に起りました同地区におけるたびたびの事案につきましても、警察としては、十分に捜査を進め、立件し得るものについてはすでに送致をしておるというやうな状況でございます。その点は全く厳正公平にやつておるつもりでございますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○門司委員 今の御答弁ですが、私の諸君が現地で十分調査しておる中で、この調査資料に基いてお尋ねすることが間違ひのないことだと思ひます。従つて、きょうは現地の詳しい報告書もまだ私の手元に届いておりませんが、ごく概括的のものだけしか聞かなくても、たとえば高知の問題が起るまでの時間的余裕というものはかなりあつたと思ふのです。それから警察はなるほど三十二キロ離れておりましたが、電話の連絡その他が一応とれるよ

うになつてゐるはずだと思ひますし、同時に車で行つても、そうたくさん時間のかかる距離ではない。三十二キロくらいならば、遠いところではない。従つてどう考へてみても、時間的にも少し警察の配慮が、この必要でなかつたかといふことが言えるのではないかと私は思ひます。しかも問題は、一定の土地に行つて、そこで話が十分にできない、そうして引き揚げてきて、他の地区で話をしておる。その場合にもやはり会場が変えられておる。一応下でやつておつたのをさらに二階の方に移す。同時にまたその間においても傍聴させるとか傍聴させないといふようなことで、時間的には相当長い間議論がかわされておる。しかもそれがごく少数の人ではなくして、相当数の人たちがそこにおつたといふことが書かれておる。そういうことが事実だといふことは、ある程度警察の方でそれを察知して、やはり事態の起らぬように善処することが私は警備警察としては当然の処置ではなかつたかといふことでありまして、その処置がとられなかつたといふことについては、今の長官の答弁だけではどうしても納得がいかない。労働組合が持つておる一つの団体行動権としての動き等に対しては、やはりさつき申し上げましたように、敏感に、事が起るであらうといふことで、まさき警察の予行演習みたいな形でどこでもやらしておる。ところがこういう場合には、距離が遠いとかなんとかいつてみたところで、時間的にはかなり長い時間がここにかけられておると思ふのです。小林委員長が行つてからこの事件が起るまでの間といふものはかなり時間がか

かつておる。そしてその間、会場も一回、二回、三回と變つておる。その變つた理由といふものは、いずれも父兄との間の小ぜり合いが一つの原因になつておることはわかつておる。従つて不測の事態が起るであらうといふことくらいは——私は警察が、今日のこの勤評の問題に対する鋭い対立を見ておられます場合には、当然措置がとられなければならなかつたと思ふのであつて、今の警察側の答弁にはどうしても納得しがたい。従つて御報告ができれば願ひたいと思ひますが、警察は、そういう事態の情報といふものは、それが現地からなされておつたのか、報告が現地からなされておつたのか、報告したのか。私は現地の警察官が必ず報告しておると考へておるのだが、そういう報告になつたかどうか、手配をする時間がなかつたかどうか。この点について、一つ時間的問題と関連して、そういう処置をとり得なかつた警察内部の連絡の状態といふものをこの際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○柏村政府委員 私、先ほど申し上げましたように、当日午後直ちに小林委員長が現地に行き、森地区には立ち入らないで仁淀高校の方に入られたように私は記憶しておるわけでありまして。会場内、初め階下でやつておつたが、あとで階上につつたといふことでありますが、これは中の問題で、当日も、もちろん駐在の巡査を学校の外に置きまして、様子を見るということはさせておつたわけでございますけれども、小林委員長が行つたことによつて事態が非常に緊迫になるといふようなことは、警察としても、事前の状況から直ちにそういうふうな判断する資料

はなかつたわけでありまして、またおそれなく教組側におかれても、小林委員長が来てあつたやうな非常な事態が起るといふことが予測されておれば、そういうことをなすなかつたであらう。もちろん警察としては専門的に検討すべき問題でありまして、情勢をよく判断するといふことは必要でありませうけれども、あの当時は、一時非常な先鋭であつたその地区においても、やや平穏を取り戻しつゝあつた状況でありまして、小林委員長が行つたといふことによつて必然的に起る事態といふふうには考へなかつたわけでありました。ところが、九時半ごろになつて会合が終つたといふことで、そのときに教組の人たちのほかに、教組側に立つ父兄のうち、婦人の人もまぎつておつて、これが会議が済んだので帰るというので、むしろ父兄側からその巡査は頼まれて、これを森地区に送り届けておるやうな状況でありまして、中に入つて、いろいろ議論のやりとりなどまで巡査が立ち会つて見ておるといふことであります。あるいは、はもとと緊迫した状況を早く知ることができたかもしれませんが、警察官としては、そういうところまで入つて、会議の内容であるとか、あるいは父兄側とのやりとりの問題であるとか、といふところまでこまかに聞くといふことは、一般にもそういうことをしておるわけじゃございませぬし、特にいなかの駐在巡査が、全体の状況を見るべく学校の校庭などにおつたといふことで、その中の様子は十分に確認し得なかつたといふことも、私は無理からぬ

ありまして、そういうことで、駐在に帰る途中、帰る過程においてカン詰状態になりそうだとおつたことが、駐在の留守居をしてゐる細君のところに連絡があつて、そうして駐在に行つてそれを細君から聞いて、また仁淀高校の方へ引き返した。ところが、別に森小学校において、また教員が父兄になつたといふやうな状況があるといふことを、細君がまた電話を別へ受けましたので、細君が巡査をまた呼び戻した。ところが、そこは自分の管轄区域でもありませんし、ことに危険がすでに切迫しているといふことでありますので、飯尾巡査といふその駐在巡査が、むしろこっちの方が大へんだと思つて、森小学校の方に出かけて行つたといふやうなことでありまして、あのときに——もちろん非常に情勢といふものを透徹して考へる能力があつたかどうかといふ問題はあつたかもしれませんが、あのときにこの駐在の巡査の態度は、全く悪意といふものではなくて、自分の職務に対して善意を持って忠実にこなつておつたように、私は今までの報告からは受けておるわけでありまして、佐川警察署の方では、そういうことで事態が非常に緊迫してゐるといふ報告は、その当時受けておらないわけでありまして、十時三十五分ごろ、カン詰状態になつておるといふことで、部隊を——まず先発隊を警部補が率ひまして、十一時に佐川署を出発し、十二時二十分ごろ現地に到達しております。

○委員長退席、亀山委員長代理着席
特に山道で三十二キロもありまして、一時間二十分程度を要したといふこと、これも何もぐずぐずしてそれだけの時間がたつたといふことではなからうと思ふのでありまして、そういう点では、事態が起つたこと自体、私先ほど申し上げましたように非常に遺憾に存じますけれども、警察として、それでは事前にあつたやうな事態を察知してとり得たかといふことについては、私は高知県警察本部に要求するといふことが、果して妥当なのかどうかといふ点は、やや疑問に思つておるのでございまして、まことに事件そのものは遺憾であるが、警察として、しかもそれに間に合なかつたといふことも、完全な警察の措置といふ点から見ても、結果的に遺憾でありませうけれども、やむを得なかつたといふふうには、決してまた悪意があり、故意に、そういう事態が警察が職務を怠つたことによつて起つたといふふうには考へていないわけでありまして。

○門司委員 今の長官の答弁ですが、私は、なお同つておかなければならぬと思ひます。これは、この事件の起つた場所は、実はそう大きな村ではないのであります。従つて、何十人、何百人といふ父兄の諸君が統一行動をとらうとするといふことについては、そう簡単に私はこれができるものではないと思ひます。これは私は考へてみればわかつたことだ。従つて、警察当局にはわかつていなければならぬことだ。とにかく村で三十人、五十人の人間、あるいは新聞の報道では二百人と書いておられますから、二百人が動くといふことになりますると、村全体がほとんど動かなければならぬ。私は、一つの大きな騒動が起つておると思ふ。そ

うい事態が警察から本署の方へ連絡がなかったというところに、私は今日の問題がありはしないか。それは不便だからというお話であります。もう少し事件の起る前に、この問題についてはとるべき手段は十分時間的にはあり得たと思う。なければならぬと思う。これは一つの工場、会社等で多くの組織人がおつて、そうしてわずかの時間の間に人間が集まることのできて、そうして統一の行動がとられるというのなら、これは一応突発的にそういう事件が起つたともい得るかも知れない。しかもこれは自分の森地区から川を距て隣の村まで行つておるのです。学校の区域が違ふのです。これはそこまで来て起つた事件であつて、それがどう考へても電話連絡その他で本署に—今のお話では大体十時三十分ごろですかにそういう事態が知れたというのですが、私は、そういうことはどう考へても考へられぬ。今日の警察機構というものから考へても、もう少しとるべき手段があつたと思う。だから最初少し皮肉のように言つたのだが、組合の行動についてはきわめて敏感な警察が、こういう父兄の行動についてはきわめてのんきな態度をとつておつたといわれてもしょうがないじゃないかと私は思う。であるから警察庁の長官としての考へ方としては、部下をそんなに責めるわけにはいかぬという考へで、ただ事件が起つたこと自体がきわめて遺憾だといふ考へえのようには聞えませんが、私は、それだけでは済まされぬと思う。警察全体にそういう考へ方があると思う。だからもう少し詳しく警察側の持つておる事件の概要というものを一つ報告が願え

れば、私は非常にけつこうだと思ふ。これは口頭でむすかしければ文書でも私はけつこうだと思ふ。この辺はどうなんですか。あなたの方で調査されたこの事件に対する調査事項の報告書が、もうできておると思ひますが、報告書というか、その事件のてんまつみたいなのものができておると思ふのでありますが、それをこちらに出していただくべきか。

○江口政府委員 私から事件の概要を申し上げたいと思ひますが、その前に、門司委員のたゞいまおっしゃいましたように、被害者側といひますか、教組側には教組側の調べがあるやうでございます。私の方では、果次にわたる現地の連絡がございます。しかしどうもこの国会の委員会等を通じて、その間に事実の食い違ひが相当ございますので、ある委員会からの要望もありましたし、また私たちの立場としても、事の真相を知ることが議論をいたします上においても最も必要だといふことで、実は現地に係官を派遣したはつております。それが本日帰つてくるはずになつておりますから、最終的なものは、あるいは私の話があはれぬといふことでもございませぬ。また文書にすることを決していただかないのでありますが、そういう前提でお聞き取りを願ひたいと思ひます。

新聞等で事案の概要は御承知の通りでございます。時間の点等で非常に食い違ひがございます。まず私の方の調べを申し上げますと、小林委員長が高知に参られたのは、先ほど長官からも答弁をされましたように、その日の、十二月十五日の朝八時四十分海路高知に参られておられる。そうして県の東元委員長と一緒に三時近くに、二時四十分ごろだといふことではあります。警察本部長をたずねておられます。これは御指摘の通りでございます。これは抗議のため、組合運動に対する弾圧をやめろといふ意味の抗議に行かれたのであります。が、ちよつと本部長も警備部長もいない。それで秘書室長が対応をいたしておりますが、その者の連絡によりまして、きよ森に行くといふ意味はなして、森地区の状況等はどうかといふことを聞かれたり、あるいは今日中に自分たちも森に行くかもしらぬといふ意味のことを座談のうちに言つておられることは事実でございますが、これをもちて警察がすぐ小林委員長が森に行くといふふうに確定し、しかも森に行かれるなら相当な波乱があることを予想し、従つてそれに対して事前の警備措置をとるといふことになつておれば、たゞいまおっしゃつたような事柄があるいは未然に防ぎ得たかも知れぬと思ひます。しかし、どうも今申し上げたような諸般のことからいいて、森に行かれるといふことの確定的な観測及び行かれたら問題が必ず起るだらうといふような観測をしなかつたことは事実でございます。このしなかつたことが非常に手ばかりであるか、あるいはそうでないかといふことにつきましても、私たちに私たちが結果においては、しなかつたこととは間違つたことではございませぬ。そうしなかつたことについては、いろいろまあ考へられる原因はあると思ひます。たとへば、これは確認した情報にございませぬけれども、聞くところによりまして、小林さんは、群馬に行つてみようか、高知に行こうか

ということを考へられた際に、群馬は最近の事情としては父兄と教師側が相当んでおる。群馬に行かれると事柄がめんどうかも知れぬが、高知なら現在は相当納まつておるといふことをアドヴァイスした人がおるやに聞きま

すが、そういうふうには、教組側においても、高知に行つたらこういう不祥事が起るといふふうには一応考へなかつたといふ点があるんじゃないかと私は考へます。また警察側としても、従来の果次の事件がございまして、オルグ等が高知から森に入りますと、父兄がいきり立つようなこともあつて、先月の二十三日までは相当数の部隊を森に派遣をいたしておつたのであります。ところが、その後平穩になつたといふことで部隊を引き揚げています。だから、森地区における平穩であるか平穩でないかといふことの認識も、結果において、それは違つておつたんじゃないかといわれればそれまでであります。が、まあ故意でなかつたといふことの証左としては、やはり半月ばかり前にそこが平穩になつたといふことで引き揚げておることからも御推測願

えるかと思ひます。

それから小林委員長は、四時ごろ県教組本部から、県の東元委員長と和田情宣部長の二人と御一緒にハイヤーで森地区に向つておられます。森地区に着かれたのは午後六時十五分ごろでありまして、小学校付近の郵便局の前で三差路まで車で来られましたが、そこで車を回して仁淀の方に行つておられます。私の方の調べでは、森小学校で会議を持つといふ御計画があつたやうにはどこからもまだ聞いておりませんが、たゞいま門司委員のお話では、

再三にわたつて会場を変へたと、こうおっしゃつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませんと、ちよつと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられまして、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだため、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうにおつておられますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ふのであります。その点は私の方では確認をいたしておりませぬ。

そうして七時ごろから仁淀高校の階下の柔道場で初め開かれたのであります。が、上仁淀地区民主教育対策本部の主催のもとに、小林委員長を囲んで、高知から行かれた東元委員長、和田情宣部長、それから森小学校の先生あるいは中学校、高等学校の先生もおられたかと思ひますが、なおそれに教組側といひますが、非盟休側の父兄が多少入つて会議をやつておられます。それから森地区のいわゆる父母の会の連中がそこに参りましたのは、七時半ごろに数名が、初め会場付近をうろつき始めたのが始まりでございます。そして、それで会場を今言つた柔道場から二階の、現在は家庭科教室といひますが、昔の裁縫教室でございませぬ。そこに移して施行しておられます。それから八時過ぎになりまして、父母の会側は数十名の者になつて廊下

再三にわたつて会場を変へたと、こうおっしゃつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませんと、ちよつと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられまして、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだため、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうにおつておられますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ふのであります。その点は私の方では確認をいたしておりませぬ。

再三にわたつて会場を変へたと、こうおっしゃつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませんと、ちよつと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられまして、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだため、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうにおつておられますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ふのであります。その点は私の方では確認をいたしておりませぬ。

再三にわたつて会場を変へたと、こうおっしゃつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませんと、ちよつと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられまして、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだため、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうにおつておられますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ふのであります。その点は私の方では確認をいたしておりませぬ。

再三にわたつて会場を変へたと、こうおっしゃつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませんと、ちよつと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられまして、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだため、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうにおつておられますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ふのであります。その点は私の方では確認をいたしておりませぬ。

再三にわたつて会場を変へたと、こうおっしゃつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませんと、ちよつと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられまして、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだため、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうにおつておられますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ふのであります。その点は私の方では確認をいたしておりませぬ。

再三にわたつて会場を変へたと、こうおっしゃつておられますから、あるいは最初の計画としては森小学校でも会議をやられるといふことになつておりましたのか、その点は教組側に聞きませんと、ちよつと私たちの方ではわかりかねます。会場の変更につきましては、私の方の調べでは、仁淀高校の階下で会議を初めやつておられまして、自分たちも傍聴させいとかどうとかいふことでもんだため、二階の方に会場を移された。だから一回会場が變つておる、こういうふうにおつておられますけれども、あるいはその以外に意圖された会議の場所があつたやうに先ほどの御質問から思ふのであります。その点は私の方では確認をいたしておりませぬ。

にどやどやと集まって、そうして自分たちにも傍聴させよというようなことを要求しておりますが、その要求をきかれないので、廊下から相当なヤジを飛ばしていったという報告でございます。その辺が問題になりました。そういう事情であるから、あとから乱暴に及ぶだろうというふうなことで見るべきかどうかという問題がございます。この辺で手配をすれば、ほんとうに事件が起りましたときには、門司委員のおっしゃる通りに、佐川からでもあるいは高知からでも人数が行けたわけでございますけれども、これは従来森地区における騒ぎからしますと、があるやうてお互にやり合うという程度のこととは教回あったということ。それから、これは正当な職務行為であるのだから、ほんとうに乱闘になるかならぬかというのを見きわめるためにそばまで行けばいいわけなんです。過去におきましても、調査がそばに行くと、われわれの話し合いのところ警察官が立ち聞きするとか、介入するとかということで、この辺がまあ非常にデリケートなところで、終始二人の調査は周囲の方からぐるぐる回ることを見守らなければならないのであります。

それから午後の九時半ごろ、駐在の飯尾巡査と隣の山中巡査が、表から裏からその学校に行っておりますが、そこから会議場をのぞくと、電気がついていて、別に変ったことがなかったというふうに言っております。そのうち山中巡査は別のところに移っておりますが、飯尾巡査は、そうこうしているうちに九時五十分ごろ——この時間はどうも十分、五分の差は、

持っていった時計で違っておると見えて、私たちが報告を受けておることだけを申し上げますが、九時五十分から十時ごろにかけて——会議はどうも九時半ないし九時四十分ごろ終了しようでありましたが、終わらぬやうにしたら、小林委員長の乗っていかれた車がパンクをされている。これは作偽的にパンクをさせられておったといっておりますが、パンクをしておいたために帰れなくて、これは二階の方にもう一本引返した。それから、そこに森地区から出てきた教師側の父兄、その会議に正規に出た父兄、というよりも母さん、婦人でございますが、これおどうも帰りの途中が心配だということ、先ほど長官も申されたように、教組側の、これは大原といい、あるいは池田といい、名前が食い違いますが、とにかくそちら側の人から、森地区まで送ってもらいたいという要請を受けて、飯尾は五人の婦人を送って森地区に行っております。これは大した距離でもない。急ぎ足で行って急ぎ足で帰ってくれば早かったのですが、そのときにあとでそういうことが起るといふ考え方は、これはうかつと今おっしゃられれば一つの批判でございますけれども、そういうふうには考えなかつたので、駐在所の自分の家の方に帰ったのであります。これが十時四十分ごろです。ところが、話は前後しますが、十時十分ごろ仁淀高校から、森地区の父母の会の連中が来て、小林委員長がどうか、会議側の方がカン詰状態になっておる、しかも自動車もパンクさせられているという連絡が、十時十分ごろ駐在所にありました。しかしこのことについては私たちが自身の調べ

も、郵便局の電話は十時ちょっと前というところになっておりますから、同じ電話だろうと思えますけれども、だからこの点十分ぐらいの遅いがあります。これは御了承願いたいと思うのです。調べたままを申し上げますと、十時十分ごろそういう電話があった。それで細君は、それに対して、今主人は出かけておるのだが、帰ったらすぐ行きますからというのを言っております。そこにまあ二、三十分して、飯尾という駐在所の主人が帰って来たわけです。それに対して、先ほど仁淀高校から、会議をしている人たちが父兄にカン詰状態になっている、しかし今どうこういうことじゃない、これはその通り言っておりますが、しかし来てくれということだから行って見てくれというのを伝えておる。それで飯尾巡査は仁淀高校の方に向っておりますが、そのときに、ころを同じくして森小学校の方から、中内という宿直の教師が父兄に取り巻かれて暴行を受けようとしておるから、すぐ来てくれという電話がかかった。これは先ほど話した通りです。そこで一たん出かけた駐在所巡査は、細君がさらに追いかけて、森の方から今こういふ電話がかかってきたというのを言ったもので、それから、そちらの方がそれじゃ現実は大へんな事態だというふうに考え、また近くもあるし、まずそちらの方にいったのであります。ところが中内という教師は、それは父兄に取り巻かれたけれども、暴行は受けなかつた。しかしまあ相当なことを言われたのでしよう。それで電話をしたのだということになりまして、そこで飯尾巡査が、結局結果において三十分ほど時間

を空費したことになると思いますが、それはまた父兄に再び襲われる危険があるということ、その森小学校の方を警戒したというのであります。しかしながら、これはあとで聞きますと、再び押しかけられたときに、中内という人は暴行を受けています。しかし、これは仁淀高校の事件を済ました父兄の一部が森小学校に向いたのであって、たまたま飯尾巡査がかけつけ、しかも警戒した時間がちょうどその空間になるわけです。だからこの間もある委員会で、私は、お前たちの警察はちやうどないとこ歩いておるんじゃないか、こう言われまされたが、結果においては森小学校についてはそういうことになりました。三十分ほど警戒をしたんだけれども、もう三十分か一時間警戒すればその次の事件に出くわしておられますが、三十分たつても何も無いものだから、今度は自分の家に帰ってきた。これが十一時四十分ごろになるのであります。そこで、今度はまた話が変りますが、その駐在所に対してはなしに、仁淀高校から、佐川署に連絡が、先ほど長官が申しましたように十時三十五分にあつておる。それで佐川署から岡林という警部補が部下を連れて十一時に出発しておりますが、その出発する前に飯尾巡査に、自分と行動を一緒にせよという電報を駐在所にかけておられますので、飯尾巡査はそれを待って一緒に学校に行つたというのであります。

従いまして、非常にこんぐらかつておりますから、私のお話し申し上げることがおわかりにくかつたと思っておりますが、警察に対する現地からの連絡がどうなつておったかということ

とめて申し上げますと、時間的には、十時に警察本部に、高知にある日教組の本部から電話がかかって、自動車のタイヤをパンクさせられたということを書いておられます。それで県の本部では、それではこつちからスペアを持ってかにかいぬのたろうから、そういうことであるならば現地の警部補派出所に連絡をしておくから、そこに寄つて、一緒に警察官を連れて行つてくれという答えをしております。それからほとんどこれと同時に、駐在所の細君に仁淀高校から同様の、パンクさせられておる、またカン詰状態にされておるという電話がかかっておるのであります。それからその次の時刻は十時三十五分に、佐川署に仁淀高校の中等という教諭から、やはりカン詰状態だからさつそく来てくれという連絡があつておる。それと前後して、これもおそろしく同じ時間だと思っておりますが、駐在所の細君に、先ほど申し上げたような二番目の電話がきておる。それから十一時四十五分になつて、ここで事件の発生をいいますか、乱暴というか、暴行が行われたということが警察ではつきりとわかつたのがこの時間でありまして、十一時四十五分に原本部に、やはり高知における日教組から、東元委員長が暴行されてけがをしたやうであるという連絡を受けておられますし、また同時に吾川警部補派出所にも、民間から、暴行が仁淀高校において行われたという連絡を受けておられます。これに従いまして、先ほど申し上げたやうに県の本部からも、刑事部長以下がおもむいておられますし、吾川警部補派出所から

も、担当の警部補がかけつけるという
ような段取りになったわけでございます

それで仁淀高校における事件がいつ
ごろ起ったかということについては、

だれも一だれもというより第三者と
してそれを現認したものが無いのであ

ります。従って私の方で被害者につい
て、けがをした人や、あるいはけがを

しなくとも、その場に居合わせた被害
者の方々について、何時ごろ電灯が消

され、あるいは何時ごろいすやんか
が投げられたかという聞き取りをいた

しておられますが、これがきわめてま
ちでありまして、これは調べた通り

の表が出ておりますが、どうも十時
半以後であることは確実で、終った

時間——身をつぶせにしている、
ひよっと顔を上げてみたらもうだれも

いなかったというところは十一時五分
ごろそうであったと言う人が相当あり

ます。しかし行われた時間はどれくら
いかといえは、二十分ないし三十分と

いうことであって、これは推定でござ
いますけれども、十一時前後から十一

時半ごろにかけて仁淀高校における事
件が起り、さらにそのうちの一部分が森

小学校におもむいて中内教諭をなく
したのでありますから、これが十二時な

いは十二時過ぎということにならう
かと思うのであります。しかし、この

点は現在現地に捜査本部を設けまし
て、鋭意捜査中でありまして、時間

の点等について、さらに捜査の過程に
おいてはつきりしたものが出てくる

か、こう考えておるのであります。
ちなみに現在の捜査状況は、本部か

ら現地に着きました刑事部長は、さっ
そく駐在所に捜査本部を設けておりま

す。これが十六日の午前四時でありま
す。人員は、これは刑事事件でござい
ますので、ヴェテランの刑事をかき集

める必要がありまして、五十一名であ
りますか、現在やっております。

〔亀山委員長代理退席、瀬田委員
長代理着席〕

抽象的に言えることは、最初、被疑
者も三十名くらいの方が乱暴するのを

そこに確認されているということであ
る。それから、これが何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

りながら、これは何名になるか、あ
りながら、これは何名になるか、あ

す資料と、かなり食違ひのある点があ
るようでありまして。しかし、そのこと

自体をここで私追及しようとは考えま
せんが、ほんとうに明らかになるま

で、詳細のことについてははつきりし
たことを言うわけにはいかぬかと思

いますが、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

すので、ただ今のお話を聞いておりま
すので、ただ今のお話を聞いておりま

在巡査であります諸君が、今お話し
のように、どうもその事件のときにそ

におらなかつたというふうな食い違ひ
があるようでありまして、それらにつ

きまして、十時半ごろの報告という
ものは、実際われわれの手にあつて

おります書類から見ると、少し違つて
おはしないかというように考えられ

る。それから八時半ごろから十時半
ごろまでが一番危険になった時期であ

りまして、それ以前に、さっきの報告
の中にもありましたが、中平という

仁淀高校の教諭が、こういうカン詰状
態では困るというので、そこから脱出

したという問題であります。それから
今の答弁中にもありましたが、連れ

て帰らないで父兄を連れか連れて
帰ったということも脱出中のことであ

ります。とても危険だからということ
で、父兄の方がそこから脱出して森地

区に帰るのも危険だからというので、
巡査も帰るなら一緒に連れて帰った

いいじゃないかということ、こうい
うことになつておるのだらうと思

います。従つてきわめて事態が急迫して
おるといふことの報告は、十時三十分

という警察側の報告より約一時間くら
い早くに大体警察側にわかつておらな

ければならなかつたはずだと思いま
す。われわれはそう考へるのでありま

す。この点の時間はどうなんですか。今現
地から参つておられます報告書を読ん

でみると、こういうふうな考へられる
のです。どう考へても、警察に情報

入つたときと出た時間が一時間くら
い違つたように考へられるのです。警

○江口政府委員 私たちもここで申し
上げる以上は、たとえば手ぬるかつた

とか、間に合わなかつたというふうな
ことを言われることはそれであればや

むを得ないことであつて、とにかく事
実だけははつきりしたいということ

で、これは再三にわたつて間違ひはな
いかといつて念を押した結果の報告で

ありまして、佐川署の当直の受付に
は、これを受信した巡査の名前も載

つており、またその時間も載つており
ます。現実にもその時計が一時間も狂

つたとは思へない。
それから、今のお話で、飯尾巡査が

自分が帰るといふからそれじゃついで
に森の方に帰る婦人を連れていつて

れと言つたのだらうというお話は、私
は全く逆についているのでありまし

て、連れていつてくれということであ
つたので飯尾巡査はそれを護送したと

いうことでございます。それで私ども
なんかが常識的にその際考へましたこ

とは、多数と多数の対峙した状態にお
いては、事件が起れば大きくなること

はわかりませうけれども、今までの例
からいって、何となく片がついてお

る。それでなお危険だから、婦人四、五
名を夜道連れていこうという考へに

なつたことは普通ではなからうか、駐
在所あたり勤務している者の今まで

の経験からいって普通じゃなからうか
と思はれるのが一つ。これを連れて

いってくれと言われた池田何がある
いは大原何がしという人たちも、あ

つてくれと言われるかどうかといふ
ことも、私たちが報告を受けたときに

は、すなおにそうでもあろうかと思ひました。しかし結果においては、そこにずつとおつてくれた方がよかつたというふうには思ひますけれども、そのときにはそうであつたらうかと思つたような次第でございます。

先ほど申し上げました時間につきましては、るる申し上げるうちに、私たちがの方の調べでも、警察署の調査の細君は十時十分に受けたと言つているのに、それをかけたであらうと思われ郵便局の電話を調べると九時五十五分であつたというふうな、十分なし十五分くらいの食い違いがわれわれの方の調べにもあるのでございますが、両方を合せて二で割るというふうなことは、片方だけといひますか、はつきり調査の言つてはいる方だけをとつて御報告申し上げたわけでございます。

○加藤(精)委員 私、ただいままでの論議を拝聴しておりますが、まず第一に、警察法の大家の門司議員は、本件事案は府県警察の問題だということを知つておられるのだらうと思つております。門司議員は警察法の審議に当りまして、国家警察を作らない、警察行政というものは地方団体の行政である。府県の行政よりもむしろ市町村の警察にするのがよろしいといふことを論ぜられましたところの第一人者であります。しかるに、あたかも事案が国家警察上の問題であるかのごとく、国会の大切な審議の時間をとる。門司議員のみではございません。社会党全体が、府県警察の管内に起りました一事件に対して、国会の大切な時間を相当とおられるという点につきまして、私はその背後に何か圧力が

あるんじゃないかということをお考へるのであります。

○顧問委員長代理 加藤委員、関連質問にして下さい。

○加藤(精)委員 関連質問でございますが、関連いたしましたして、私は最も小さな国民の最も悲惨なる被害その他についても同様に審議しなければならぬという立場を申し上げたい。たとえば教育二法案のとき、文教委員室において起りました社会党議員諸君らの監視に対する暴行事件。かの監視の諸君は小林委員長のような輝かしい存在にございませぬけれども、ああいう人たちのために一掬の涙を流して、あの非常な傷害を受けた監視さんたちのその後の状況、日給二百何十円かのそういう方たちがどんな悲惨な状況にあつて、傷害の状況はどうだらうというふうな論議があつてはしいのです。輝やかしい人物だけのことを大問題にして、しかも委員会の数日をそれに費し、またそれに関連して最も公正適切なりつぱな政治家の信任案を提出するがごとき一連の動きに対して、私は非常なる不愉快を感じるのであります。社会党は、最もあわれなる人の、最も悲惨なる人の、最も月給の少い、最も恵まれない人たちの味方の党であるはずであります。それで私はたまりかねて申し上げるのであります。府県警察の問題につきましては、府県警察に行つて事実を調べられたらいいと思つております。また警備局長は、事をわけて、今調査に行つた者が帰つてきて真相が明らかになるまで言われたのに、多くの時間をさきながら、委員長として適當でないと思つてございまして、私はこの点に

おきまして質問者に深き御反省を求めたい。府県警察の事項は府県警察に行つて御調査になるのがよろしいのでございまして、国会はより多くの普遍的な事項について御研究になるのがよろしいんじゃないか。同僚の一人といひましてこの意見を申し上げました。当局ももうそろそろそういう点の門司委員の御了解を得なかつたらどうかということも、関連して御質問する次第であります。

○門司委員 おしかりを受けましたので簡単に聞きたいと思つて、どうか加藤さんも少しお考え下さい。今日、今日の警察は、私の主張する警察とは非常に違つておまして、府県警察といふのは名だけで、事実は、この警察本部も国家公務員であつて、その任命権者は警察庁の長官であることに間違いありません。従つて、任命権者である警察庁の長官にお尋ねをするのは、決して私に不当ではないと考へておるでありまして、現行警察制度のもとにおけるやむを得ざる措置であります。もし加藤さんの方で御協力があるならば、昔の自治警察に戻したいと私は考へておりますが、どうも御協力が願えない。この際にお二、三の点だけを續けて伺ひまして、先ほどから十分な資料がないというお話でございますから、より以上追加することには、加藤さんの御趣旨にも沿いますように避けたいと思つております。

問題になります。冒頭に申し上げましたように、こういう事件の起る時間的の余裕が、私は察知すればかなりあつたと思つております。にもかかわらず、この措置がとれなかつたといふことは、今の御答弁だけで私どもは納得するわけにはどうしてもいかない。それから、これは言葉返すといふか、その事実を私の知つておる範囲で申し上げて参りますと、女の人を連れて帰つたといふのは、こちらからお願ひしたから連れていったのだといふが、その前提があるのであつて、駐在巡査は、事態が大へんになりそうだと、自身では措置がでないから、自分自身で連絡のために森に帰るのだといふことを言われておるのであります。現場にいなくなつたようでありまして、現場で、一人で帰るのならここにこういう人がいるから一緒に帰つてくれといふことを言われたと思つて、これは今の御答弁のように、飯屋巡査が帰つたのでなくして、頼まれたから連れて帰つたのだといふことになれば、大体そんなことになるのだと思つて、しかしその前提は、飯屋といふ駐在巡査が、現場で暴行が起りはしないかといふことを十分察知して、それを自分一人ではどうにもならぬから、直ちに連絡をするためにおれはうちに帰るのだといふこと、駐在所に帰らうとしたらから飯屋といふ巡査にお歸りを願つたわけではなかつたと思つて、そういうことではあります。どうもふに落ちないのは、二時間あるいは二時間半の空費された時間でありまして、どう考へても、今の時間的ないろいろの問題を総合すると、ただ単にそういう事件が察知されなかつたといふことはなかつたと思つております。どうして二時間—八時ごろから十時ごろまでの間、いわゆる事件直前までの事態といふものは、警察にわかたてなければならなかつたのではないかと

と考へる。当然この間の連絡が警察側には十分でなかつたか、こういう点については、最初申し上げましたような基本的態度でありまして、もし警察が、これは私の一つの考え方、行き過ぎであると言われれば行き過ぎであるかもしれないけれども、そういうことを私は前提にいたしておきまして、組合行動その他についてはかなり敏感に指令が下されておる。ところが、こういう一般の父兄の行動については、あまり重要視しないような教育がされておるのでないかといふ気がするのであります。もし、今敏感に取り締つておる労働組合の集団行為その他のものと同じように指示がされておれば、こういう事件は起らなかつたのではないかと考へるわけ

です。先ほどから話しておりました。小林委員長が、この森地区で会議を開く予定であつたが、あそこはこれらの父兄の諸君で学校はほとんど占拠されておつて、そして会議を開けないから、次の中学校に行つてやらう。そして中学校の階下では危ないから二階に移した。こういう過程をすつと見ていきますと、やはり日教組の委員長が行つたそのときに、すでに教組側がそういう危険状態にあるといふことを察知しておりますから、やはり警察側も、そういう危険状態が起るであろうといふようなこと等についても、事前に報告がなければならぬと思つて、こういうことがなされなかつたといふことに警察の教養の問題があらう。一体警察は、どういふ教養をしておるのですか。こういう問題についての教養の仕方、どういふものは……。

○顧問委員長代理 退席、渡海委員長

代理首席

○柏村政府委員 事実は、先ほど江口局長から申し上げましたように、なお詳細に正確に調べる必要があると思いますが、たゞいまお話し第一の、飯尾巡査が連絡するからついでに頼まれたというのでありますが、ほんとうに緊迫した状態を認識して連絡する必要があるというならば、その学校に電話があるから、学校の電話で連絡してしかるべきものであつて、二キロの道を帰って連絡するというふうに考えることは、まさか駐在所の巡査においてもあり得ないのではないかと、いろいろに考えるわけがあります。

それから第二の、何か組合側の行動については非常に敏感だ。しかし、しからざるものについては非常にスローモーションであるというお言葉であります。私、組合の行動については、それほどおほめにあずかるほど敏感であるとは考えていないのであります。これは先ほどから申し上げておきますように、その主張主義のいかんを問はず、不法行為は許しがたい、そういうものについては厳正公平に取り締るといふことについては、われわれ常に申しおることであります。警察の教養として、そういう点は重視をいたしておるつもりでございます。その点は、私申し上げても御信用ならなければいけません。その点はわれわれとしては特に心を砕いて考えておる点でございます。ちょっと申し上げたいと思ひます。

それから第三に、会場の場所が変つた。それは森地区において父兄がこれを占拠してゐるからお話でございます。いすが、あそこで学校が二つに割れて、教組側と父兄側と二つの教育がなされてゐるという事実は、つとつと続いております。当然教組側においても事前に知っておられ、特にあの日に限つて非常に先鋭な状況になつたというふうな、あそこまで出かけて行つて初めて気がつくというふうな事柄じゃなかつたのではないかと、いふふうに思ひます。従ひまして、警察といたしまして、あの日に小林委員長が来ることによつて、非常に先鋭になるというふうには考えないのが常識ではなからうか。しかも駐在の巡査が一人でありまして、森地区の人たちが自分のそばを通れば、これはわかるにいたしまして、大ぜいどういふふうに集まるか、また集まつたにしても、先ほど江口局長の申しましたように、お互いの話し合ひで済む場合も今まで多々あつたわけでありまして、そういう大ぜいが集まつたから直ちに乱闘の事態になるというふうな即断はいたしかねたのではないかと、いふふうに思ふのであります。まあ結果的に見れば、実に残念なことではございませぬけれども、警察として、何かこういうことについては大目に見て、ためにこういう事態が起つたというふうには、私も考えていないのであります。なおしかし、この点は詳細に実情を調査いたしまして、さらに判断を加えて参りたいと思ひます。

○門司委員 いろいろお話を突つ込んで聞かなければなりません。小林委員長が原の警察本部に行つて、今日中に行くといふことを一応話しておきます。そのこと自体は、土地が土地柄だから、そういう話をしたと思ふのと同じに、またそういう話をするから問題のところに行く必要があつたから警察にも一応事前に連絡したと思ひます。その場合、警察本部としては駐在員長が、時間はあるか。とにかく小林委員長が、時間はあるか。とにかく今日中に行くといふことは……

○江口説明員 二時四十分には、現われたときの用件は、今申されたように、森地区に行くからそこは危ないといふような意味合いのものじゃないに、やはり目的は相次いでいる組合運動、教組の運動に対して警察が弾圧する、介入をするといふことについての抗議であつたといふ意味で、従つて警戒をするといふような意味で、あれは、何時に立つて何時ごろ着いてどこでどうしたいといふこと、ございませぬけれども、ただ、今日中に行きたいと思ふといふことを言われて、さういふことが、いふながら警察本部としましては、いふ行かれるかは、はっきりわからぬけれども、小林委員長がそちらの方に出向かれるようだということが連絡は、その日の四時に駐在所にやつておられます。

○門司委員 それで、だんだん様子もわかつてきたのであります。もとより小林委員長が行くといふことは、危険があるからどうかといふことを警察に頼みに行つたわけだと思ひます。何もそういう必要はないと思ひます。そういう事態を知るのが警察の仕事なんです。私が考えてどうもふに落ちないのは、委員長が行くことが大体わかっているという場合の父兄の動向がどういふ状態であるかといふことについては、やはり非常に対立の鋭いところであればあるほど、警察に情報十分にはわかるように情報網がある程度張られていなければならぬと思ひます。先ほどから駐在所の巡査が一人だからとおっしゃるが、二百人と新聞に書かれてゐるが、事実かどうかわかりませんが、とにかく相当多数の村の人が出かけていくといふ、こういう事態がわからぬはずはないと思ひます。そして八時から十時の間の会合の状態その他については、何か問題が起りそうだといふことはわかっているのです。従つてこの飯尾といふ駐在所の巡査は、さういふこと、連絡を果ししなければならぬ。私に聞いてゐる。それを長官は、さういふことは、それは、もしさういふ事柄があれば当然警察官としてやるべきこととしてやつておれば、そこに問題は起らない。そこに食い違ひがあるからさういふ問題が起つた。八時ごろ多くの人が、会議をやつてゐるといふ。そして面会させるといふ。さういふことが、傍聴させるといふ。さういふこと、連絡が本部との間に十分でなかつたといふことは、明らかに警察の手落ちだと思ひます。従つて警察の手落ちだといふところに、一体警察の教養はどうしておつたかといふことです。そのほか、群馬県やその他の事件——さういふ点は、群馬県やその他の事件から申し上げませんが、群馬その他のいろいろな問題を総合して参ります。と、ある地区においては、警鐘を鳴らして消防団の諸君が集まつたといふこ

にどうして、これで処罰せよということ
は言わないつもりでおりますが、明らか
に、こういう行為に対する警察側の
今日までとってきた態度というものが
、どうも一方的なような気がしてな
らない。これはわかっているんでしょ
う。またこういうことはわかるんです
よ。そういうものについての処分方法
はどう考えておるのですか。

○天野(光)委員 関連して。先ほど来
の議論を聞いていますと、主観的な問
題で、現実の証拠というものが整わな
いと、なかなか話の結論が出ないよう
ですが、ただ一点、門司委員の御質問
の内容を聞いていますと、八時から十時
半までの間に非常に危険が察知されて
おる。ともかく組合側としては危険が
察知されておると言っておる。警察当
局では、今までそういう会合が何回も
開かれておって、さしたる問題もな
かったから、そういう最悪の事態にな
るとは、その突発事件の起るまで察
知できなかったというところに問題が
あると思う。そこで危険を感じておる
と言っておられる教組側から、危険だ
から何とか処理してほしいというよう
な申し入れがあったのか。あるいは
きよの会合において、部落民が非常
に先鋭化しているから、容易でない事
態が起るかもしれないから、何とか
処置してほしいという申し入れがあっ
たのか、そういう点を一つ具体的に
もしあったらどのように答弁願いた
い。

○柏村政府委員 門司委員にお答えい
たしますが、何度も申し上げましたよ
うに、この事件につきましては、普通に
考えて、警察として、あの際事前に警
備配置をするというふうに判断しな

かったことが非常に片手落ちであった
ということ、私は決して責めること
はできないんじゃないかというふう
に考えておるわけでありまして。なおし
、再々申し上げますように、事情の
実際の調査というものは、これからも
進めて参らなければなりませんので、
そういうことで、あるいは私が今まで
得ております情報、報告と違つた事
態が出て参りますれば、これまた別の判
断を下す必要があると思ひますけれど
も、私どもが今まで聞いておられます
が判断して、そう緊迫したと思ひな
が判断して、そう緊迫したと思ひな
が判断して、そう緊迫したと思ひな

かたがたの留守中における佐川警察署に
対する報告が先になつたというふうな
結果に相なつたのではないかと思ひ
ます。従ひまして、事前に警備
措置がとれなかつたためにあつた事
態が起つたというところは、事実であ
ると思ひます。その点は結果的に私
は遺憾に思ひますが、今後の問題とい
たしましては、これも先ほど申し上
げておられますように、暴力というもの
は、主義主張のいかににかかわらず、
否定すべきものでありまして、十分
証拠を固め、捜査を履行して参る、厳
正に取締りの任に當つて参るという
うに考えておるわけでございます。
ただいまお尋ねの点は局長からお答
えいたします。

○江口政府委員 こういう状態になつ
ているから来てくれとかどうとかとい
う、具体的な電話等はどうかかつてき
たかという御質問に対するお答えで
ございますが、これも先ほど来教回し

上げておられるように、時間的に申し上げ
まして、一番早いのは、現場から高知
市内にある日教組の本部にかかつて
、それを取り次いで、高知の本部
に電話がかかつたのが十時。これは自
動車のタイヤがパンクされておるか
ら、こちらからスペアを持っていか
なきゃならぬという意味の電話であつ
たので、それに対しては、警部補派出所
に連絡しておくから、そこに寄つて巡
査を一緒に乗せていきなさいというお
答えをしておる。その次に連絡のあり
ましたのは十時十分。これは先ほど申
上げたように、郵便局の調べでは、
こちらの方の調べと多少時間が違ひ
ますが、飯尾巡査の細君が、仁徳高校
において父母の会の連中がやつてき
て困つておる。しかし、今すぐどう
かというふうな事態じゃないという電
話を教論から受けておるの、時間的
に二番目の電話でございます。それ
から十時三十分。これも中平教論
から佐川警察署に對して、カン詰
状態になつておるから来てくれとい
う電話がかかつておられます。それから
四十分。先ほど飯尾巡査の細君
が、また同じ飯尾巡査の細君
に對して、今度は、会議がじゃま
されて困つておるの、来てくれとい
う、来てくれという電話は、その十時
四十分の駐在所に對する電話と、十時
三十分の佐川署に對する電話でござ
います。

○門司委員 その話は聞いたのであり
ますが、そのお話も、さつきから私が
申し上げておられますように、時間に食
ひ違ひがある。私のところの報告書に
よりますと、中平教論が連絡したとい
うのは、八時ごろからどうも険悪だ
と

いうことで、一応父兄と相談をして、
危険な状態を警察に連絡する必要があ
るといふことで、連絡をしておるので
あります。従つて、正確な時間は私の手
元の数字ではわかりませんが、大体そ
の時間は九時半ごろであつたという通
知が来ておるのであります。これは郵
便局の方ではあるいは十時十分であつ
たかも知れません。しかし、現地では
大体九時半ごろ連絡をしたという話で
あります。ところが、警察の方の調べ
では、これが大体十時三十分ごろに
なつておる。それからあとで出動され
た時間は十時四十分ごろと、だいぶ
おかれておるのであります。従つて、
事態の報告は、警察側よりもむしろ教
組の方が先に入つておると思ひ。飯尾
巡査のところと連絡したのも、中平教
論が連絡したのも、その以前の時間
であります。従つて被害者側からの通
告がなされて、それから警察の行動
が、おそい早い別にして、起された
というところの方が、私の持つておる報
告書では言えると思ひます。そうい
たところに、私どもやはり多少疑惑が
あるから、あるいは教組側の情報であ
るからというところで、どう考えても、
警察に情報を入れたときと出動の時間
との開き、それから事件が起つて事件
の終るまでの時間、あるいは八時ごろ
から十時ごろまでの事件直前までの間
の警察の警備の状態というものはふ
落ちないのです。先ほど長官が言うよ
うに、どうも三十分ぐらい時間が食
ひ違つておつて、事件のないところにお
まわりさんが行つておつたらしい。そ
ういふことになるかも知れませんが、
どうもそれらの時間を考えても、私ども

ふに落ちないのであります。従つて
この事件については、いざれわれわれ
の方に詳細な報告が調査団からなさ
れると思ひますし、警察側にも、すぐ
正確な警察側の報告がなされると思
ひます。それについての事件の究明は究
明としていたさなければなりません
が、問題になりますのは、こういう事
件があつちこち起つておるとい
うこと、しかもその事件は、群馬の事件
にいたしまして、この事件にいた
しまして、どうも警察の態度とい
うのは、かなり突発的に起つた事件だ
といふことで、緩慢に処理されている気
がするのであります。その後の事件も
そうだと思います。非常に遺憾だとい
えば、遺憾だつたといふことで済むか
もしれませんが、しかし世間の疑惑が
あつたのはやはり一応解いておく必要
がありはしないか、それには警察側が
やはりもう少し明確に、あるいはこう
いふ疑惑を受けないような形で進むべ
き道がありはしないかといふことが考
えられる。

従つて最後に聞いておきたいと思
ひますことは、こういう公器を、消防
の他の警鐘を鳴らして消防団の諸君が
集まつたといふ事態があるのであり
ますが、こういう事件についてのもの
を考え方は一体どうなんでしょうか。一
つの公器を利用して、あるいは乱用し
て、そうして事件の発生を見ておるよ
うなもの、取締り、これはさつき言
つたように、消防法の十八条を適用し
て、そうして何でもかんでも消防自
体が市町村長の指揮下にあるのだから
かつたと思ひ。たまたま消防団員が不
法行為をやつたといふように善意に解

法行為をやつたといふように善意に解

りません。しかし、この種の事犯というものは、先ほど申し上げましたように親告罪でないから、もちろん捜査はできる。しかし、いわゆる事件として立てるには、なかなか証拠関係とか何とかがわづかしい問題があるように私は思うのでありまして、従ってこれを犯罪として捜査するのが適当であるか、あるいはもう内輪で話がついて、損をかけないということができれば、そういうことをしないで済むものであるのかどうか。その辺は実際警視庁でどういう取扱いをし、どうしたかというのを承知いたしておりませぬので、もし御要求があれば、その間お話しできる範囲において、捜査の過程でありますればまた申し上げかねる面もあるかと思ひますけれども、もし御要求がございませすれば、刑事局長なり、あるいは警視庁の当局なりにお答えさせることも考えてよろしいかと思ひます。

詳細に調査をしてもらいたい、それに特に要望しておきたいと思ひます。ただ、発表とかそういうことになる。いろいろ御判断もあらうと思ひます。それからあなたの御意見であります。私には証拠がわかり過ぎているから困っているんじゃないかという見方をいたしております。はっきりしておるものだから、それをごまかすのには弱っているのではないかと私は推察をいたしておるのであります。ですから、そういうことについては、やはり警察は本来の姿に立つて、堂々とやられる必要があるんじゃないかという感じがいたしますので一応申し上げておきます。

加藤(補)委員 ただいまの御質問に關しまして、国会が警察庁に捜査を要求するということは、私は国会の権限を逸脱するものだと思います。反対でございますから、さよう御処置を願ひます。

渡海委員長代理 次に地方自治に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。小澤(貞)委員 だいぶ時間がおそくなりまして、一、二御答弁をいたしたいと思います。実は三十八国会会から法第五十三号で、三十三年四月五日、人口要件の原則五万以上を三万以上とするというような自治法の一部の改正がありまして、私の方の長野県からは塩尻市と篠ノ井市と、それから今こ

で質問したいと思ひます更埴市と三つ、九月末のぎりぎり各町村議会で議決をして、県を経て自治庁に、自治法の第七条の二項の協議ですが、その申請があつたはずで、ところが不思議なことが起つたわけですが、一番都市的の要件を帯びており、人口状態もよろしいとだれが見ても信じてよろしいという更埴市だけが協議がととのわないうか、自治庁だか総理大臣の許可を得られないというのか、それだけがお塩尻市と篠ノ井市、この二つだけがこちらの許可を得て、きのうですが、県会にかけられて議決になつたわけですから。更埴市がなぜ自治庁、総理大臣の許可が得られないか、こういうことをみな不思議がっているわけですが、この点について一つ、どういう理由で許可しなかつたかという点についてお尋ねしたいと思ひます。

山本説明員 ただいまの更埴市につきましては、実は今月初めでありまして、県の方から協議が参つておるわけでありまして、私どもの方をいたしましては、先般現地調査等をいたしましたわけでございます。この更埴市の合併問題につきましても、地理的条件からいたしまして、まんな中に大きな川があるというふうなことで、あるいはまた最初の県の計画と若干違ひました性格になりましたために、地元で若干の反対もあるようにも聞いておりますし、いろいろ検討すべき問題もあるように考えましたために、実はただいま慎重に検討をいたしておる次第でございます。そういうわけで時間が若干おくれおるやうな状況でございます。その点御了承をいたしたいと思います。

小澤(貞)委員 市のまんな中に川があるというところはだめなことなんですか。この法のどういふところにそういうことにはうたつてあるわけですか。市のまんな中に川が流れて、それはどうも許可できない、そんな理由があるのですか。まずそれを一つお尋ねします。それから地元の反対があるということも慎重に検討の要件ださうです。ところが、すぐお隣の篠ノ井市はまだひどい反対があるわけですが、御承知だと思ひますが、これは屋代町、埴生町、稲荷山町、八幡村、この三町一カ村ですが、それぞれ議会の議決は、屋代町が満場一致、埴生町が満場一致、八幡村が満場一致、稲荷山が十七対二です。しかし、お隣の篠ノ井市は、さういふふうなことで、お隣の篠ノ井市あるいは同じ長野県の塩尻市、この一部の村の反対はけたがはずで、ほとんど三町一カ村満場一致という形です。どうしてその一部に反対があるのか、これだけを押さえたのですか。それが一つ、さうしていま一つは、県の最初の計画と違つて、県の最初の計画と違つていふもののはほかにも一ぱいあると思ふのです。ほかにも具体的な例はありますか。一つその三件について具体的に聞かせて下さい。

山本説明員 必ずしも川がまんな中に流れておることが市になつてはいけなという条件でもございませぬし、町村合併が全部反対なしにでき上つたものでもございませぬ。これは御指摘の通りでございます。これはなるべく円滑に新しい市が合併によりましてできるやうにという配慮をいたしておる次第でございます。なお、この問題につきまして、私たちがさらに検討いたしまして、この新しい市の成立にいたしました。これは特に国会議員の選挙区でございます。これは特に国会議員の選挙区でございます。この問題を、実は町村合併におきまして、こういう重大な選挙区にまで変更を及ぼすという事例は、これが最初の例でもございませぬので、そういう点もございまして、自治庁といたしましては十分慎重に検討いたしたい、こういう態度でおるわけでございます。

小澤(貞)委員 先ほど課長が答弁した川があるということも、今の答弁によれば、必ずしもこれは延ばしておく要件でもなささうです。地元の反対があるのはどこにも反対があるわけです。これは延ばしておく要件にもならないのです。それで今の御答弁によれば、国会議員の選挙区に重大な関係があるという工合に御答弁があつたわけです。

それでは続いて選挙課長にお尋ねしたいと思ひます。これは法的なこととていつこうです。公職選挙法第十三条によれば、こういうときのことをうたつてあるわけですか。二以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたときは、この限りでない。この場合においては新たに市となつたものの選挙区の所属については政令で定めらる。そこで政令第二条ですが、新たに設置されたものである場合において、その区域が属すべき選挙区は、同項の規定にかかわらず、関係選挙区における議員一人当りの人口、関係選挙区に属していた者でその市に属するに

至ったものの数その他の事項を考慮して、内閣総理大臣がこれを定める。こううたつてあります。

そこで具体的にこの更埴市について私はお尋ねをいたしたいと思ひます。法的にどつちにつくかということをお尋ねしたいと思ひますが、議員一人当りの人口ということになると、もしこの更埴市ができた場合には、屋代及び埴生町は長野県第二区です。稲荷山及び八幡村は長野県第一区であつたわけでありまして。ここで市がその境の上でできたわけですから、関係の議員一人当りの人口ということになると、第一区は、国会議員の定数三ですから大体十七万です。第二区の方はこれも定数三ですから大体十四万以上です。そうすると、議員一人当りの人口を考慮するということは、少いところの一人当り十四万の方に行くことが法的には正しい。これが一つです。

それから、その中に関係選挙区に属して居る市に属するに至つた者の数、こういうことがある。そうすると、第二区に属して居る埴生町、屋代町、この人口は、埴生が七千四百十九、屋代が一万二千九百七十五、合計二万三千九十四。第一区には、同じく稲荷山が七千六百六十五、八幡村が五千六百十七、合計一万二千七百八十二。だから第一区に属して居る人口が少くて、第二区に属して居る人口が多かつたわけですから、この後段からいって、これは第二区に属すべきものだ、こういうふうな法的には解釈できる。繰り返して申し上げますと、議員一人当りの人口は第二区が少いので、当然そつちからも第二区に、それから関係して居るところの元の選挙区の人口

関係も第二区に属して居るものが多いので、当然この解釈からも第二区へ、こういう解釈ができるが、法的にはそれでいいかどうか。この市ができたときには、この国会議員の選挙区は第二区にいくものだ、法的にそうなるんだ、こういうことですか、どうですか。

○皆川説明員 ただいま御指摘になりました公職選挙法施行令第三条第一項―第二条とおっしゃいましたが、第三条ではないかと思ひます。この解釈につきましては、関係選挙区における議員一人当りの人口の少い方に原則として持つていく。それから関係選挙区から新しくその市に入つてきた人口の多いところになるべく持つていく。御指摘の通りだと思ひます。ただ私達は、まだこの市につきまして具体的にいろいろな事情を検討して居りませんから、その点は何とも申し上げられないのでありますが、ただ法律の解釈をいたしましては、ここにはこの二つのものがはっきり例示されて居りますけれども、その他の事情を考慮していろいろな事情があるかと思ひます。いろいろな事情があるかと思ひます。交通等の状況とか、いろいろのことがあると思ひますが、そういうことを総合的に判断して内閣総理大臣が定めるということになって居ります。でありますから、御指摘の更埴市ができました場合に、どちらの選挙区に入るべきであるかということをはつきり申し上げることはできないのでございませう。御指摘の二つの項目については、そのようにならうに考えて居るべきではないかと

かというふうに考えます。○小澤(貞)委員 それではきょうはその程度でいいと思ひます。原則として議員一人当りの人口の少い方関係した人口の多かつた方、これへいくということではないわけですね。―それじゃそう了承をいたしたいと思ひます。そこで先ほど振興課長からの御答弁によれば、川があつて一部に反対があるというところは、少しもこれをどうもしておき、こつちで許可をしないで理由にならないわけですか。自治庁としては、この市ができるのに許可をして当りませう。これはだれが考えてもさうです。きのうあたりの長野県会においても、いつまでも許可がこないの意見書を議決して自治庁に突きつけよう、こういう話を持ち上つて居る。これは県民のみんながそう考へて居る。それを私はしよつちゅう聞いて居るのです。倉石労働大臣の選挙区が、出身地が稲荷山なので、この市ができてしまつと、この出身地が第二区に移つてしまふ。だから反対して、自治庁の方から押えて居るのだ。こういうふうなうわさが、流言飛語ですが、県内中を飛び回つて居るのです。一部の政治的な圧力によつて許可をしないというところが、自治庁としてのべき態度であるかどうかというところを一つお尋ねしたいと思ひます。そういうことが行われて居るかどうかかわかりませぬけれども、どうも今までのところ、反対して居る理由が全然ないわけですか。ほかのものも悪いところでも許可になつて居るのにこれだけを押えている。こんなばかんなことありますか。

○山本説明員 私どももいたしましては、この選挙区がどなたの選挙区であるかということには関係なしに、先ほども申し上げましたように、町村合併によりまして、いやくも国会議員の選挙区に重大な影響を及ぼすというケースは、実は初めてここで出て参つたのであります。そういう意味におきまして慎重に検討して居るところでございます。一部は、川がございまして、これをどうこうするといふ考へは毛頭ございませぬ。この点は一つ御了承をいただきたいと思います。

○小澤(貞)委員 先ほど、川があるとか、地元の一部反対があるとか、県の最初の計画とちよつと違つて居るとか、こういうことが保留しておいた理由だと言つたが、私の御質問した範囲においては、もう保留しておく理由がないわけなんです。こんなことはどこにも一ぱいあるのです。その次には振興課長が、国会議員の選挙区に重大な影響があるから今度とはどめたと答弁したが、選挙区に重大な影響というだけではこれがストップされて居るのですか、そこをはつきりして下さい。

○山本説明員 最初に申し上げましたように、いろいろほかに理由があるわけでございますが、その点も一つの理由になつて居ることは事実でございます。たびたび繰り返して申すようでございますが、何分こういうふうな選挙区に重大な影響が及ぶというケースは実は初めてでございますので、十分慎重に検討したいということでございます。

原則としてこつちへ行くのだときまつて居る。なぜちゃんとして居るのかといふことは、なげちやんとさういふふうにはできて居るものをおもておくかといふのです。みづから法律を作つて、その通り忠実にやらなければならぬのが政府であり國務大臣だと思ひます。それを県内で巷間伝はれて居るようには、一部の國務大臣の選挙区に若干―五、六千票か何千票か、そつくりとつたところを若干です。そのことのためにストップされて居るということになつたら、これは自治庁の価値を疑われるところですか、さういふ問題に長野県内では発表して居るわけですか。さういふ点をもう少し明確に答弁して、事務的にやれることはびつちつとやつていくことが当然だと思ひます。大臣が次官か局長に聞かなければ何とも答弁できないというならば、その出席を求めますが、事務的にどうなんですか、私の言つた通りに許可して当然じゃないですか。

○山本説明員 たびたび繰り返すように恐縮でございますが、先ほど申し上げて居りますような理由で、許可しない、協議に成らないといふことを今私申し上げて居るわけでは決してございません。最初のさういふふうな重大なケースでありますので、慎重に検討して居る段階でございます。もちろん御意見のように早急に結論は出さなければならぬ、事務的にはかように考へて居ります。

大臣が告示することになるが、もし協議がととのわないうときはどうするのです。そうやって引き延ばし戦術をいつまでもやっているならば、これは五月一日発足になっているので、県会で提案して議決した後を持ってきます。あらかじめ協議しろというからあらかじめ協議している、法律通りに。ところが、いつまでたっても、理由がないにもかかわらず協議に乗らないということになれば、県会で議決してくるよりしようがないのです。そういうときはどういふことになるのですか、法的には。

○山本説明員 正式にはやはり協議をしていただかなければ告示はできないわけでございますが、そういう事態になります前に、われわれ事務局といましては、できるだけ推進するよう努力したいと思っております。

○小澤(真)委員 これ以上やっても、課長等では押し問答でしょうがないと思ひますが、休会明けまでにまだ許可にならないようなら、大臣その他の出席を求めてさらに追及したいと思ひますが、きょうはこれで終りたいと思ひます。

○渡海委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

〔参照〕

昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案
(内閣提出第五号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十四年一月五日印刷

昭和三十四年一月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局